

外務省は、3月12日付で、アメリカ合衆国ワシントン州に対する感染症危険情報を発出しました。

| | |
|---------------------------------|--|
| レベル1：十分注意してください。 | 特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。 |
| レベル2：不要不急の渡航は止めてください。 | 特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。 |
| レベル3：渡航は止めてください。 （渡航中止勧告） | 特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。 |
| レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告） | 特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。 |

危険レベル・ポイント

【危険度】

●米国ワシントン州に対する感染症危険情報の発出（2020年3月12日）

レベル1：十分注意してください。（新規）

感染がさらに拡大する可能性があるので、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T054.html#ad-image-0

ワシントン州政府新型コロナウイルス関連（シアトル市を含むキング郡）

<https://www.kingcounty.gov/depts/health/communicable-diseases/disease-control/novel-coronavirus.aspx>

<https://www.kingcounty.gov/depts/health/news/2020/March/12-covid.aspx>

JSAF/ACEJ では、引き続き、パートナー機関及び政府・自治体及び保健当局からの最新情報に基づき、行動していきます。